



福岡医発第 2429 号 (地)

令和 5 年 12 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「マイナ保険証利用促進のため医療機関等への支援」について

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 5 年 11 月 10 日に閣議決定された令和 5 年度補正予算案において、マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関・薬局に対し、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援を行うこと及びマイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援することが盛り込まれ、同 29 日に予算が成立いたしました。

本内容について日本医師会及び社会保険診療報酬支払基金九州審査事務センター（以下、「支払基金」）より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、県内保険医療機関に対しては、支払基金より令和 6 年 1 月 4 日付けの返戻発送（令和 5 年 12 月処理分）に併せて、別添のリーフレットが送付されますことを申し添えます。

記

＜マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について＞

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

マイナ保険証の利用促進のインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

医療機関ごとに、令和 5 年 10 月のマイナ保険証利用率と比較した利用率の伸びが大きくなるほど支援額の単価が高くなるように設計。

2. 医療機関等における顔認証付きカードリーダー増設の支援

令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が 500 件以上の機関を対象に、顔認証付きカードリーダーの増設を支援する。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

3. 医療機関等でのマイナンバーカードの利活用推進事業

マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関等のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。(支援額、補助額につきましては別添資料をご参照ください。)

以上

日医発第 1608 号(情シ)(保険)
令和 5 年 12 月 12 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

「マイナ保険証利用促進のため医療機関等への支援(案)」について(周知依頼)

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

令和5年11月10日に閣議決定された令和5年度補正予算案において、マイナ保険証の利用率(初診・再診・調剤)が一定以上増加した医療機関・薬局に対し、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援を行うこと及びマイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援することが盛り込まれ、同29日に予算が成立いたしました。その内容について周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

・厚生労働省：医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援(案)

マイナ保険証の利用促進のインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

医療機関ごとに、令和5年10月のマイナ保険証利用率と比較した利用率の伸びが大きくなるほど支援額の単価が高くなるように設計。

・厚生労働省：医療機関・薬局における顔認証付きカードリーダー増設の支援(案)

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援するもので、令和5年10月から令和6年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関を対象。

・デジタル庁：医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業

マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。

支援額、補助額につきましては別添資料をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【別添資料】

・【事務連絡】マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援(案)について(周知依頼)

・【別添】マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について(案)

以上

事 務 連 絡
令和 5 年 11 月 29 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援（案）」
について（周知依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。また、日々のマイナ保険証の利用促進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和 5 年 11 月 10 日に閣議決定された令和 5 年度補正予算案において、マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関・薬局に対し、増加率に応じた段階的に利用件数分の支援を行うこと及びマイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援することを盛り込んだところです。

利用率の増加に対する支援については、医療機関・薬局ごとに、令和 5 年 10 月のマイナ保険証利用率と比較した利用率の伸びが大きくなるほど支援額の単価が高くなる制度設計としています。

また、顔認証付きカードリーダーの増設支援については、令和 5 年 10 月から令和 6 年 3 月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が 500 件以上の機関を対象としています。

加えて、デジタル庁においても、マイナンバーカードを診察券や公費負担医療等の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム改修への支援を補正予算に盛り込んでいるところです。

なお、これらの事業の実施に当たっては、令和 5 年度補正予算の成立が前提となります。

貴会におかれましては、これらの内容についてご了解いただくとともに、別添資料も活用し、貴会会員に対し周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、本支援の周知に当たっては、10 月 5 日に開催いたしました「マイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会」において、貴会からのご協力も得て作成いたしました医療機関・薬局等におけるマイナ保険証の利用促進を働きかけるポスターについても、積極的にご活用いただきたいと考えております。

厚生労働省 HP (https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。何卒、よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

厚生労働省保険局
医療介護連携政策課保険データ企画室
土岐・栗林・彦坂
E-mail: suisin@mhlw.go.jp

以上

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について(案)

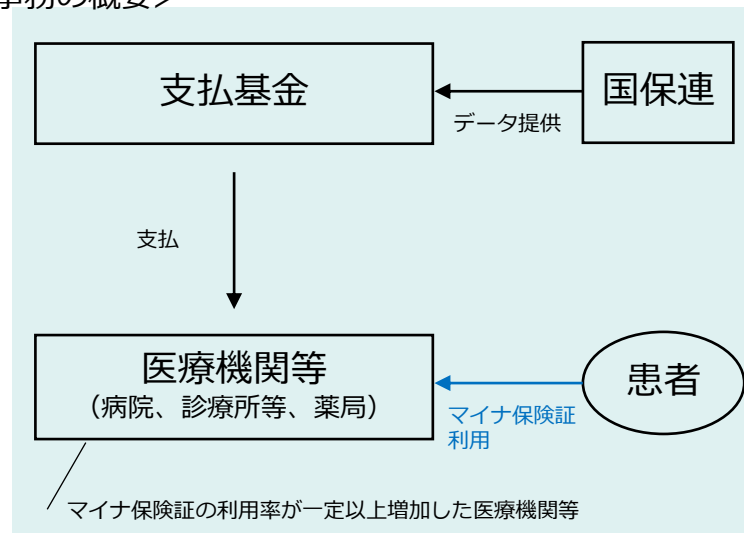
- 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援（案）

- ・ 概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・ 取組期間：2024（R6）年1月～11月（前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月）
- ・ 支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- ・ 事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの申請は不要）

2023.10の利用率からの増 加量	対象期間(2024.1～5) 支 援 額	対象期間(2024.6～11) 支 援 額
5 %pt以上	20円/件	—
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>



マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について（案）

2. 医療機関・薬局における顔認証付カードリーダー増設の支援（案）

マイナ保険証利用件数が多い医療機関・薬局について、顔認証付きカードリーダーの増設を支援

○補助内容

2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が500件以上の機関については、顔認証付きカードリーダー 1 台の増設に要した費用の一部を補助する。

なお、病院については、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台まで、増設に要した費用の一部を補助する。

機 関	利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用機関1,500件以上	2,000～2,499件 ※2台運用機関1,500件以上	2,500件以上
1台の無償提供を受けた施設		1 台	2 台	3 台	－	－
2台の無償提供を受けた施設		－	1 台	2 台	3 台	－
3台の無償提供を受けた施設		－	－	1 台	2 台	3 台

○補助対象・補助率

顔認証付きカードリーダー・資格確認端末の購入費用・工事費に対して 1／2 補助。

〔補助上限額〕

病院	1 台	2 台	3 台
	275,000	450,000	625,000

診療所 薬局	1 台
	275,000

医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業（令和5年度補正予算案 42.1億円）

マイナンバーカード一枚で医療機関・薬局に受診できる環境を目指して

来年度秋の保険証廃止に向けて、マイナ保険証利用に係るメリットを更に感じていただけるよう、マイナンバーカードを診察券や公費負担医療や地方単独医療費助成の受給者証として利用可能とするため必要な医療機関・薬局のシステム(再来受付機・レセプトコンピューター)の改修について支援を実施。

【イメージ】



【事業概要】

診察券又は医療費助成の受給者証の一体化に係るシステム改修を行う医療機関・薬局に対して以下の補助を行う。

	病 院	大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)
費用の 補助内容	再来受付機の改修を含む場合 60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助)	3.6万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその 1/2 を補助)	5.4万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)
	上記以外の場合 28.3万円を上限に補助 ※2 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)		

※1 マイナ保険証の利用件数が一定以上であることを満たす場合。現に設置している再来受付機のみを対象とする。

上記を満たさない場合でも、利用率が一定以上増加しているときには、40.0万円を上限に補助(事業費120万円を上限にその **1/3** を補助)。

※2 診察券のマイナンバーカードへの一体化のみ対応する医療機関においては、マイナ保険証の利用率が一定以上増加していることを満たす場合のみ補助

【補助内容・要件（詳細）】

補助内容（上限額）は、医療機関・薬局の種別や対象経費等に応じ、以下表のとおり。

		PMH(受給者証) & 診察券の 両方対応	PMH(受給者証) のみ対応	診察券のみ対応(診療所・病院)
診療所 薬局(大型チェーン薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)		5.4万円を上限に補助 ※ 2 (事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)
大型チェーン薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその 1/2 を補助)		—
病院	①再来受付機の改修を含む	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助) 40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)	—	60.0万円を上限に補助 ※ 1 (事業費120万円を上限にその 1/2 を補助) 40.0万円を上限に補助 ※ 2 (事業費120万円を上限にその 1/3 を補助)
	②上記以外	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)		28.3万円を上限に補助 ※ 2 (事業費56.6万円を上限にその 1/2 を補助)

【補助要件】

※ 1 : 2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること

※ 2 : 2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)

注 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととする。

※ 対象施設は、オンライン資格確認の義務化対象施設約21万施設の概ね1/4程度を想定

※ 再来受付機については、現に設置する病院において改修を行う場合のみ対象(購入は対象外)。

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 25 日

福岡県医師会
福岡県歯科医師会
福岡県薬剤師会

} 御中

社会保険診療報酬支払基金
九州審査事務センター

マイナ保険証利用促進等に係る広報文書の
保険医療機関（薬局）への送付について

平素は、支払基金の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オンライン資格確認の導入促進については、厚生労働省と連携し、広報文書の配布等、様々な取組を実施しているところです。

今般、厚生労働省及びデジタル庁において、令和 6 年 1 月から新たにマイナ保険証利用促進等に係る支援を行うこととなりました。

つきましては、当該内容を周知するため、令和 5 年 12 月処理（令和 6 年 1 月送付）の返戻発送に併せて、別添のリーフレットをもって各保険医療機関（薬局）宛て連絡することとしましたので、ご配意を賜りますようお願い申し上げます。

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

窓口において、カードリーダーの操作に慣れていない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組まれる医療機関や薬局向けの支援を実施します。

☆ 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援

- マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）※1 が、2023（R5）年10月から5%ポイント以上増加した医療機関等を対象に、支援を実施します。
- 対象期間は2024（R6）年1月～11月です。
〔前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月〕
- 前半期(又は後半期)のマイナ保険証平均利用率と、2023（R5）年10月の利用率を比較し、右の表の増加量に応じた支援単価を、前半期(又は後半期)のマイナ保険証総利用件数に乗じた額が支援金として交付※2されます。

2023年10月の利用率からの増加量	前半期 (2024年1月～5月)の 支援単価	後半期 (2024年6月～11月)の 支援単価
5%ポイント以上	20円/件	－
10%ポイント以上	40円/件	40円/件
20%ポイント以上	60円/件	60円/件
30%ポイント以上	80円/件	80円/件
40%ポイント以上	100円/件	100円/件
50%ポイント以上	120円/件	120円/件

※1 利用率の算出：2023年（R5）10月の利用率の場合
「2023年10月のマイナ保険証利用人数(名寄せ処理後) / 2023年11月請求分レセプト枚数(外来レセのみ)」
※2 支援金の交付にあたり医療機関等からの申請は不要です。申請によらず社会保険診療報酬支払基金より年2回交付します。

☆ 2024年3月までのマイナ保険証の月間利用件数が1台当たり500件以上の医療機関等を対象に顔認証付カードリーダー増設に要した費用を支援

- マイナ保険証利用件数が多い医療機関等を対象に顔認証付きカードリーダーの増設に要した費用への支援を実施します。
- 令和5年度補正予算（案）の閣議決定の翌日（2023(R5)年11月11日）以降に生じた増設に要した費用が対象となります。
- 2023(R5)年10月から2024(R6)年3月までのいずれかの月のマイナ保険証の月間利用件数の総数が1台当たり500件以上の機関において、顔認証付きカードリーダーを増設した場合、増設に要した費用の一部が補助されます。
- 病院の場合、以下の条件に応じ、顔認証付きカードリーダー最大3台分まで増設に要した費用の一部、病院以外の施設は、顔認証付きカードリーダー1台増設に要した費用の一部が補助されます。

利用件数	500～999件	1,000～1,499件	1,500～1,999件 ※1台運用の病院は 1,500件以上に読み替え	2,000～2,499件 ※2台運用の病院は 2,000件以上に読み替え	2,500件以上
病院					
1台の無償提供等を受けた病院	1台	2台	3台	－	－
2台の無償提供等を受けた病院	－	1台	2台	3台	－
3台の無償提供等を受けた病院	－	－	1台	2台	3台

※ 2023(R5)年4月以降に新規開設した医療機関・薬局においては、新規開設時に導入した台数が基準となります。

○「顔認証付きカードリーダー、資格確認端末の購入費用、工事費」に要した費用総額の1／2が補助されます。補助には上限額が設定されていますので、下図をご確認ください。

〔補助上限額〕 (円)	病院	1台	2台	3台	診療所・薬局	1台
		275,000	450,000	625,000		275,000

※ 今後、内容の一部修正が有り得ます。

診察券・医療費助成の受給者証のマイナンバーカードへの 一体化に取り組む保険医療機関等への支援について

マイナンバーカード一枚で受診できる医療機関・薬局の環境整備に対する支援を実施します。

☆ 再来受付機・レセプトコンピュータ等の改修に要した費用を支援

- 現在でも、オンライン資格確認システムを導入いただければ、再来受付機・レセコン等の改修によりマイナンバーカードを診察券としても利用することができます。
- また、医療費助成の受給者証についても、デジタル庁においてマイナンバーカードによる資格確認を実施するためのシステムを令和5年度中に構築予定であり、レセコン改修により対応可能となります（並行して参加自治体も拡大していきます。参加自治体の情報はデジタル庁HP等でも公表しています。参加意向などは各自治体にお問い合わせください。）。
- これらの取組に必要な医療機関・薬局の再来受付機・レセコン等の改修について支援を実施します。
- 令和5年度補正予算案の閣議決定の翌日（2023(R5)年11月11日）以降に生じた改修に係る費用が対象です。令和6年度診療報酬改定に伴う改修の機会にあわせて、是非、ご検討ください。

		受給者証 & 診察券の両方対応	受給者証のみ対応	診察券のみ対応 (診療所・病院)
診療所、薬局 (大型チェーン 薬局以外)		5.4万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその $\frac{3}{4}$ を補助)		5.4万円を上限に補助 ※2 (事業費7.3万円を上限にその $\frac{3}{4}$ を補助)
大型チェーン 薬局		3.6万円を上限に補助 (事業費7.3万円を上限にその $\frac{1}{2}$ を補助)		—
病院	① 再来受付機等 の改修を含む	60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその $\frac{1}{2}$ を補助) 40.0万円を上限に補助 ※2 (事業費120万円を上限にその $\frac{1}{3}$ を補助)	—	60.0万円を上限に補助 ※1 (事業費120万円を上限にその $\frac{1}{2}$ を補助) 40.0万円を上限に補助 ※2 (事業費120万円を上限にその $\frac{1}{3}$ を補助)
	② 再来受付機等 がない場合	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその $\frac{1}{2}$ を補助)		28.3万円を上限に補助 ※2 (事業費56.6万円を上限にその $\frac{1}{2}$ を補助)

【補助要件】

- ※1：2023(R5)年10月末から2024(R6)年3月末までのいずれかの月のマイナ保険証の月利用件数の総数が500件以上であること
- ※2：2023年10月末のマイナ保険証の利用率と比較して、2024年1月以降の平均利用率が5%以上増加したこと(注)
(注) 2024年1月以降の利用率を算出し、5%を超えた時点で申請要件を満たすこととする。

◎顔認証付カードリーダーの増設に要した費用の支援及び再来受付機・レセコン等の改修に要した費用の支援に係る申請手続きにつきましては、社会保険診療報酬支払基金が運営する医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせする予定です。

◎ご案内した事業に関するお問い合わせ先

- オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00（いずれも祝日を除く）
- オンライン資格確認等問合せフォーム：
<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/inquiry/inquiry.html>